

▼去る2月20日厚労省において「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催されました。これまで会員の皆様から「授産施設等が新法施設に移行した際は就労支援会計を適用することが求められるとされてきたが、新会計基準が発出されたことによってその取扱いに変更はあるか」というご質問が多く寄せられておりました。本会議資料の中にこれに関する記述がありましたので、以下に転載いたします。

★新社会福祉法人会計基準の制定に伴う就労支援事業会計基準の改正及び会計基準の適用に関する経過措置について

新社会福祉法人会計基準の制定により、社会福祉法人が実施する就労支援事業に関する会計処理については、現行の「就労支援の事業の会計処理の基準」（以下「就労支援事業会計処理基準」という。）から新社会福祉法人会計基準を適用することとされたところである。

これに伴い、就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人以外が実施する就労支援事業について適用される基準として、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業に関する規定を踏まえた改正を行う予定である。

これらの改正は、平成24年4月に施行されるが、経過措置として、新社会福祉法人会計基準の対象となる社会福祉法人については、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間、従来適用していた会計基準を適用することができることとされているところである。

具体的には、経過措置期間中は、

○本事業年度において授産施設会計基準を適用している施設・事業所については、（旧体系施設は新体系移行後においても）引き続き授産施設会計基準を適用することができる

○本事業年度において就労支援事業会計処理基準を適用している施設・事業所については、引き続き現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができる

ものである。

また、この取扱いに併せて、社会福祉法人以外も、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができることとする予定である。

（以上、厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料から）

なお、他部局の主管課長会議の開催予定は下記の通りです。各会議における重要な内容につきましては、次号以降のファックス・ニュースでお知らせします。

2月23日（木）・・・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

2月27日（月）・・・全国児童福祉主管課長会議

3月1日（木）・・・社会・援護局所管課長会議

大阪市、2012年度当初予算案を発表

▼20日、橋下徹大阪市長の就任後初の平成24年度当初予算案が20日発表されました。市長は「現役世代への投資」を掲げ、子育てや教育、雇用関連の新規事業や対策拡充に計172億円を充て、受給者が増加している生活保護対策費も計上、職員給料の削減や一部文化団体への補助金は就任当初の宣言通り凍結しました。歳出は一般会計で総額1兆5,163億円（前年比▲11.9%・▲2,042億円）で、人件費を全会計で135億円削減したほか、既存事業のうち、地域密着型の小型バス運営事業費補助など210件（約100億円）を凍結しました。一方、待機児童対策として個人宅での保育ママ事業など139件の新規事業を盛り込んでいるほか、0～6歳の通院費助成の対象を中学卒業（15歳）までに拡充（所得制限あり）したり、難病の子供に対する助成制度の実施、妊婦健診実質無料化などの子育て関連予算の拡充に併せ、介護保険事業は前年比約6.8%増、128億円増の2,000億円あまりが計上されています。

凍結または暫定計上となった事業については、継続するかどうかを検討し、府に移管する事業や廃止する事業等をまとめ、7月に作成する本格予算で最終決定することとしており、福祉関連の動向も含め大阪市の今後が注目されます。（参考：大阪市HP/朝日新聞/産経新聞/毎日新聞）

税制改正の影響

一障害保健福祉関係主管課長会議資料から一

◆ご承知のとおり、所得税・個人住民税の扶養控除については平成22年度税制改正において、子ども手当の創設と併せて、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止や、高校の実質無償化に伴う特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、現行制度において所得税・個人住民税の税額等と連動している国保保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定等についても影響が生じることが予想されています。この問題に対応するため、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置され、平成22年10月にとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」で対応することとされていました。これを受けて厚労省は「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」とし、政令改正等所要の措置について検討を行うとしています。

また、改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行により、現行の第1種社会福祉事業である知的障害児施設等のうち、通所による支援を行う「児童発達支援センター」に再編された施設は第2種社会福祉事業に位置付けられることとなります。その際同センターの用に供する土地等については、引き続き事業認定がなくとも簡易な手続きによって、譲渡所得の特別控除（上限5,000万円）の適用対象とすることが決定された、とされています。（厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料）